

第5回

労働者・労働組合のための 労働法セミナー

『雇止め』の疑問にお答えします！！

雇止めとは何か
いまいち良く
分からない。

雇止めとその他の
契約終了との
区別を知りたい。

労働契約法19条
1号と2号の
違いが分からない。

雇止めが
無効となる
事例を知りたい。

不更新条項
・更新期限の上限
がある。

雇止め事例に
自信を持って
対応したい！

日時 2023年2月27日(月) 18:00～19:30

形式 オンラインイベント (Zoom)

先着
100名様

主催 神奈川労働弁護士団

講師 松本育子 弁護士 (川崎北合同法律事務所)

有野優太 弁護士 (横浜法律事務所)

申込みフォームより登録をお願い致します。

お申込み

ホームページ (<https://kanagawa-rb.org/>) 又は
右のQRコードからご登録をお願いします。

お問い合わせ

045-222-4401
(神奈川総合法律事務所 石渡豊正)

